

伊 勢 市 公 報

第 40 号
平成 19 年 7 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則	4
教育委員会規則	
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○ 道路の供用開始について	10
○ 道路の区域変更について	11
○ 道路の区域変更について	12
○ 道路の区域変更について	13
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	14
宮川左岸第二土地改良区総代選挙第 2 選挙区選挙長告示	
○ 候補者の届出について	15
○ 無投票の確定について	17
○ 選挙会の日時及び場所について	18
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	19
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	20
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	21
公 告	
○ 犬の抑留について	22
○ 農用地利用集積計画の作成について	23
○ 犬の抑留について	24
○ 伊勢市都市計画変更に係る公聴会の開催及び当該案の縦覧について	25
○ 犬の抑留について	27
病院事業公告	
○ 職員採用試験の実施について	28
○ 職員採用試験の実施について	30

伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 32 号

伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表 6 の項中「15,000 円未満」を「17,000 円未満」に、同表 7 の項中「15,000 円～64,000 円未満」を「17,000 円～72,000 円未満」に、同表 8 の項中「64,000 円～100,000 円未満」を「72,000 円～113,000 円未満」に、同表 9 の項中「100,000 円～160,000 円未満」を「113,000 円～180,000 円未満」に、同表 10 の項中「160,000 円～242,000 円未満」を「180,000 円～273,000 円未満」に、同表 11 の項中「242,000 円～408,000 円未満」を「273,000 円～459,000 円未満」に、同表 12 の項中「408,000 円以上」を「459,000 円以上」に改める。

別表備考 2 を次のように改める。

- 2 同一世帯から 2 人以上の児童が保育所、幼稚園及び認定こども園に入所（園）している場合は、年齢の高い児童から数えて 2 人目は階層区分第 3 階層～第 12 階層については、5 割軽減の（ ）の額を、3 人目以降は 9 割軽減の【 】の額を適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則をここに公

布する。

平成 19 年 6 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 33 号

伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、副市長の事務分担、市長の職務を代理する副市長の順序等について必要な事項を定めるものとする。

(事務分担等)

第 2 条 副市長の担任する事務は、次の表のとおりとする。

副市長	担 任 す る 事 務
亀井 秀樹	1 検査室、総務部、財務政策部、生活部、環境部、健康福祉部及び総合支所（産業建設課に関する事務を除く。）に関する事務 2 会計課、消防本部及び消防署、教育委員会事務局、市立伊勢総合病院、議会事務局、監査委員事務局並びに選挙管理委員会事務局の事務で市長の権限に属する事務
馬場崎 靖	1 産業部、観光交通部、都市整備部、上下水道部及び総合支所産業建設課に関する事務 2 農業委員会事務局の事務で市長の権限に属する事務

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、両副市長が担任するものとする。

- (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 条例、規則等の制定又は改廃に関すること。
- (5) その他市長が特に指定すること。

- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、副市長を指定して事務を担当させることができる。
- 4 市長が不在のときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定の適用がある場合を除き、第1項の表の担任する事務の欄に定めるところにより当該事務を担当する副市長がこれを代決することができる。

(副市長に事故があるとき等の事務処理)

第3条 前条第1項の表に掲げる副市長のうち、1人の副市長に事故があるとき、又は1人の副市長が欠けたときは、当該1人の副市長の担任事務は、もう1人の副市長が処理する。

- 2 副市長すべてに事故があるとき、又は副市長すべてが欠けたときは、主務の部長がその事務を代決することができる。

(職務代理)

第4条 地方自治法第152条第1項の規定に基づき市長の職務を代理する副市長の順序は、第2条第1項の表に掲げる副市長の順序とする。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 29 日

伊勢市教育委員会
委員長 角 前 泰 之

伊勢市教育委員会規則第 5 号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 49 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

- (3) 当該年度における市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額等（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 35 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、法附則第 33 条の 3 第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額、法附則第 35 条第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号に規定する課税短期譲渡所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 10 項において準用する同条第 1 項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額をいう。以下同じ。）の額（世帯構成員中生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の合計額とする。以下同じ。）が 169,000 円以下となる世帯
- (4) 当該年度における市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額等の額が 169,000 円を超え 336,000 円以下となる世帯

別表第 3 の注 1 を次のように改める。

- 1 市町村民税の課税の基礎となる課税総所得金額等の額は、世帯構成員中生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべての者の合計額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市立幼稚園規則第 49 条の規定によりなされた保育料の減免は、なお従前の例による。

伊勢市告示第 76 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 6 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
一色 10 号線	一色町字橋詰 645 番 2 地先から 一色町字橋詰 633 番 2 地先まで
溝口 28 号線	二見町溝口字御門 813 番 2 地先から 二見町溝口字御門 799 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 19 年 6 月 19 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 77 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 6 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	楠部 1 号線	楠部町字尾崎 2007 番地先から 楠部町字尾崎 2006 番 2 地先まで	旧	4.4~6.6	28.0
			新	4.4~20.0	28.0
市道	楠部 10 号線	楠部町字中島 1856 番地先から 楠部町字中島 1854 番地先まで	旧	4.0~9.0	40.0
			新	4.0~10.0	40.0
市道	楠部軌道跡線	楠部町字鬮田 2130 番 5 地先から 楠部町字鬮田 2130 番 5 地先まで	旧	4.0~5.4	16.0
			新	4.0~8.6	16.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 78 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 6 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	柏東大淀線	柏町字澤中 898 番 3 地先から 東大淀町字皆戸 637 番地先まで	旧	4.0～6.5	703.5
			新	10.2～11.8	703.5

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 79 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 6 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	伊勢玉城線	栗野町字仲田 484 番地先から 栗野町字仲田 766 番 1 地先まで	旧	4.2~5.5	70.0
			新	7.5	70.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成19年6月20日

伊勢市教育委員会
委員長 角前 泰之

記

- 1 日 時 平成19年6月26日（火）午後6時30分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第12号 平成19年度工事施工計画について

議案第13号 全国学力・学習状況調査の結果について

議案第14号 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則について

議案第15号 伊勢市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の任命に
ついて

議案第16号 伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針に
ついて

宮二土改第2選区告示第1号

平成19年7月3日執行の宮川左岸第二土地改良区総代選挙第2選挙区における候補者として、次のとおり届出がありました。

平成19年6月27日

宮川左岸第二土地改良区総代選挙

第2選挙区選挙長 野口宗昭

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	本 籍	住 所	生年月日	満 年 令	党 派	職 業
1	6.26	本人	さかぐち しんご 阪口 信吾	男	伊勢市上地町1512番地	伊勢市上地町1512番地	S16.7.6	65	無所属	農業
2	6.26	本人	さば たもつ 佐波 保	男	伊勢市上地町1413番地	伊勢市上地町1413番地	S28.7.17	53	無所属	私学教員
3	6.26	本人	なかがわ かつひろ 中川 勝廣	男	伊勢市上地町1920番地	伊勢市上地町1920番地	S18.6.13	64	無所属	農業
4	6.26	本人	なかがわ さぶろう 中川 三郎	男	伊勢市上地町1779番地2	伊勢市上地町1779番地2	S9.6.15	73	無所属	農業
5	6.26	本人	なかがわ ゆきかず 中川 幸和	男	伊勢市上地町1849番地	伊勢市上地町1849番地	S25.1.12	57	無所属	農業
6	6.26	本人	なかにし つねお 中西 常雄	男	伊勢市上地町2312番地	伊勢市上地町2312番地	S19.1.1	63	無所属	農業
7	6.26	本人	のぐち のぼる 野口 昇	男	伊勢市上地町1751番地	伊勢市上地町1751番地	S32.8.8	49	無所属	団体職員
8	6.26	本人	まつづき きよし 松月 清	男	伊勢市御園町高向492番地	伊勢市上地町3353番地	S17.9.23	64	無所属	農業
9	6.26	本人	やまぐち ゆきひろ 山口 幸宏	男	伊勢市上地町1787番地5	伊勢市上地町1787番地5	S18.4.9	64	自由 民主党	農業

10	6.26	本人	やました かげし 山下 和司	男	伊勢市上地町1615番地	伊勢市上地町1615番地	S21. 2.10	61	無所属	農業
11	6.26	本人	よしだ ゆきお 吉田 幸郎	男	伊勢市上地町2834番地	伊勢市上地町2834番地	S13. 11.12	68	自由 民主党	農業
12	6.26	本人	いしい ふみお 石井 文郎	男	伊勢市栗野町1127番地	伊勢市栗野町1127番地	S14. 1.11	68	無所属	農業
13	6.26	本人	くらい ひさお 倉井 久夫	男	伊勢市栗野町1138番地	伊勢市栗野町1138番地	S14. 10.23	67	無所属	農業
14	6.26	本人	ながい まつえもん 長井 松右衛門	男	伊勢市栗野町1020番地 2	伊勢市栗野町1020番地 2	S14. 7.31	67	無所属	農業
15	6.26	本人	なかにし しゅうまつ 中西 周松	男	伊勢市栗野町1064番地	伊勢市栗野町1064番地	S15. 11. 3	66	無所属	農業
16	6.26	本人	にしかわ いさむ 西川 勇	男	伊勢市栗野町1142番地 1	伊勢市栗野町1142番地 1	S12. 12. 4	69	無所属	農業
17	6.26	本人	おがわ まさみ 小川 政美	男	伊勢市中須町1673番地	伊勢市中須町1673番地	S22. 3. 3	60	無所属	会社員
18	6.26	本人	つつみ まさひろ 堤 正宏	男	伊勢市中須町462番地	伊勢市中須町462番地 1	S28. 5.18	54	無所属	農業
19	6.26	本人	なかにし きよし 中西 清	男	伊勢市中須町 2 番地 1	伊勢市中須町 2 番地 1	S 5. 3.14	77	無所属	農業
20	6.26	本人	くらい ひでゆき 倉井 英行	男	伊勢市川端町52番地	伊勢市川端町52番地	S13. 9.14	68	無所属	農業
21										
22										
23										
24										
25										

宮二土改第2選区告示第2号

平成19年7月3日執行の宮川左岸第二土地改良区総代選挙第2選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成19年6月27日

宮川左岸第二土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 野口宗昭

宮二土改第2選区告示第3号

平成19年7月3日執行の宮川左岸第二土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を下記のとおり定める。

平成19年6月27日

宮川左岸第二土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 野口宗昭

記

1. 日 時 平成19年7月3日（火） 午前10時

2. 場 所 伊勢市上地町1810番地

伊勢農協城田支店2階会議室

伊勢市上下水道事業告示第 38 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 6 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
214	有限会社 ナカムラ工業	志摩市浜島町浜島 2961 番 地 1	平成 19 年 6 月 14 日

伊勢市上下水道事業告示第 39 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 19 年 6 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
269	松葉設備	松阪市牛草町 127 番地	平成 19 年 6 月 15 日

伊勢市上下水道事業告示第 40 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 19 年 6 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
270	有限会社 マツヤマ環水	度会郡玉城町小社曾根 2247 番地	平成 19 年 6 月 26 日

伊勢市公告第 34 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 6 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市二見町松下	雑種	黒茶	不明	中	不明	

2 抑留した日 平成 19 年 6 月 15 日

3 抑留期限 平成 19 年 6 月 20 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 35 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 6 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	981 m ²	売買

伊勢市公告第 36 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 6 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	三重県伊勢庁舎	雑種	黒ブチ	雄	中	不明	首輪なし
2	三重県伊勢庁舎	雑種	黒ブチ	雌	中	不明	首輪なし

2 抑留した日 平成 19 年 6 月 21 日

3 抑留期限 平成 19 年 6 月 26 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 37 号

伊勢市都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 6 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公聴会の開催日時及び場所

平成 19 年 7 月 27 日（金）午後 7 時から（開場 午後 6 時 30 分）

三重県伊勢庁舎会議室棟 1 階第 3 会議室（伊勢市勢田町）

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢市都市計画道路 7・6・1 号 倭姫蛙石線変更素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢市都市計画道路案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係者

5 意見申出書の提出期限

平成 19 年 7 月 13 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方の中から市長が指定し、本人に通知し

ます。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 19 年 6 月 29 日（金）

至 平成 19 年 7 月 13 日（金）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年伊勢市規則第 135 号）の規定によります。

12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 38 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 6 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市船江	柴・雑種	茶	不明	小	91 日以上	赤い首輪

2 抑留した日 平成 19 年 6 月 26 日

3 抑留期限 平成 19 年 6 月 29 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市病院事業公告第3号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成19年6月20日

伊勢市病院事業管理者 世古口務

1 採用職種及び採用予定者数

診療情報管理士 2人（平成19年10月1日採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和33年4月2日以降に生まれた者で、診療情報管理士の認定を受け、病院における診療情報管理士としての実務経験を有する者

※「診療情報管理士」とは、四病院団体協議会（（社）日本病院会、（社）全日本病院協会、（社）日本医療法人協会、（社）日本精神科病院協会）及び（財）医療研修推進財団の認定資格である診療情報管理士の認定を受けた者をいいます。

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者

- (3) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

- (1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添付する書類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③診療情報管理士認定資格の写し
④日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

- (2) 申込受付期間

平成19年7月2日（月）から平成19年7月27日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成19年7月25日（水）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

平成19年8月4日（土）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成19年8月中旬までに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成19年10月1日

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課

電話 0596-23-5111 内線 213、214

伊勢市病院事業公告第4号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成19年6月20日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 15人程度（平成20年4月1日採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和28年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者又は平成20年3月に学校を卒業し、免許を取得見込みの者
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (4) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④免許証を有しない者は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書
⑤日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成19年7月2日（月）から平成19年7月27日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成19年7月25日（水）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

平成19年8月4日（土）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成19年8月中旬までに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成20年4月1日。ただし、免許未取得者は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課